

2025 おおがわら商品券

(おおがわら暮らし・ほっこり商品券)



大河原町観光PRキャラクター
さくら、きー

商品券取扱店を募集します!

おおがわら商品券(おおがわら暮らし・ほっこり商品券)とは

世界情勢等によるエネルギー、食料、物価価格の高騰により家計や地域経済への影響が続いていることから、町民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の振興を図るため、令和7年10月1日現在で町の住民基本台帳に記録されているかたに対し、町が「おおがわら商品券(おおがわら暮らし・ほっこり商品券)」5千円を発行するものです。

※商品券取扱店登録等にかかる業務は、大河原町商工会が町から業務委託を受けています。

1 募集対象者 町内に店舗を有する事業者(商工会会員問わず)

申請方法

大河原町商工会へ裏面の登録申請書を提出

申請者の代表者氏名は自署で記載願います(店舗代表者氏名可)。
登録料や換金手数料、換金時の振込手数料はかかりません。

2 取扱店の募集期限 令和7年10月3日(金)

募集期限後も随時受け付けいたしますが、商品券周知チラシに店舗名を掲載できません。
町や商工会のホームページ、店頭ポスターでの周知のみとなります。

3 商品券の区別(5千円分の商品券の内容) 商品券は500円単位の10枚綴りとなります。



A券

2,500円分

売場面積500㎡未満の小売店舗、その他業種の店舗等で使用できるものです。



B券

2,500円分

A券店舗等と売場面積500㎡以上の小売店で使用できるものです。

4 商品券の取扱期間 令和7年12月1日(月)～令和8年2月1日(日)

商品券取扱店に登録された後の流れ

- 11月……………11月中旬に商品券取扱に必要な取扱マニュアルや周知チラシ、店頭ポスターなどを商工会にて配付いたします。
- 12月～翌年2月……12月から商品券取扱。商品券により販売した分の金額を商工会に請求し、指定振込口座に入金されます。
- 翌年2月……………2月1日までの商品券取扱に対して最終の請求をし、すべて精算をします。

- 商品券取扱店に関するお問合せ
- 商品券発行事業に関するお問合せ

大河原町商工会
大河原町商工観光課

TEL 0224-53-1260
TEL 0224-53-2659

2025 おおがわら商品券取扱店登録申請書兼誓約書

令和 年 月 日

大河原町商工会長 様

店舗等住所 大河原町

店舗等名称

代表者氏名
(自署)

印

連絡先

おおがわら商品券取扱店に参加したいので、登録をお願いします。

※周知チラシに掲載する事業所名が上記と異なる場合は下記にご記入をお願いします。

事業所名

※売り場面積が500㎡以上の小売店舗は大型店に該当しますので、
該当する店舗は、大型店該当を○で囲んで下さい。

大型店該当

おおがわら商品券に係る換金に関しては、次の口座を振込先に指定します。

金融機関			銀行		本店
			信用金庫		支店
			信用組合		営業所
			農協		出張所
店番 (ゆうちょ銀行)			預金種別	普通	
				当座	
口座番号					
フリガナ					
口座名義					

(注：この個人情報については、当該事業のみ使用しますのでご了承下さい。)

私は、おおがわら商品券取扱店の登録申請に関して、下記のとおり誓約します。

記

- 私は、おおがわら商品券の取扱店の登録申請に関し、すべて要件を満たしています。もし、登録申請に虚偽が判明した場合は速やかに取扱店の取消しに応じ、商品券による販売で生じた問題について責任を負います。
- 商工会長から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。